

平成18年7月4日

平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年6月7日（水）13：30～15：20
- 場 所 徳島県庁 講堂
- 講演者 (社)全国消費生活相談員協会理事 田坂 圭子
- 参加人員 120名

1 講演内容の概要について

(1) テーマ：「消費者被害の防止 ～手をつなぎ弱者を守るまわりの目～」

(2) 要 旨

- ・いろいろな手口と現状（豊田商事事件、点検商法、次々販売、SF商法、外国為替証拠金取引）
- ・対策（被害からの救済、未然防止（周りの人々の見守りとネットワーク、成年後見制度の活用））

(3) ねらい

依然として悪質商法は後を絶たず、特に高齢者を狙い、断れない人には次から次へと契約を迫る「悪質住宅リフォーム問題」は大きな衝撃を社会に与えた。

誰もが自分の地域で安全・安心に暮らしていくためには、消費者自身が悪質商法の手口を学んで自衛するだけでなく、例えば高齢者と日頃接する人々が変化に気付いたときに迅速に消費者相談窓口等と連携して行動していくことが重要。

いくつかの悪質商法の事例を紹介しながら、関係機関や消費者の連携について講演する。

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

受講者の質問なし。

徳島県県民環境部県民環境政策課

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。